

卸電力取引の活性化について

平成 28 年 5 月 25 日

資源エネルギー庁

本日の議論（背景等）

- 全面自由化された小売分野における健全な競争を促すためには、競争的な電源調達環境が必要不可欠。具体的には、相対取引、取引所取引などの形を問わず、小売電気事業者が如何に競争条件下で電源にアクセスできるかが重要となる。
- こうした観点から、これまでも、常時バックアップの導入・運用改善に加え、電源開発の有する電源の切出しや余剰電力の卸電力取引所への投入等、旧一般電気事業者等による卸電力取引活性化に係る自主的取組を促してきた。
- しかしながら、こうした取組が必ずしも十分な電源調達環境の向上につながっておらず、現在、電力・ガス取引監視等委員会において、旧一般電気事業者等による自主的取組の検証が進められる中で、より一層踏み込んだ措置を求める声も根強い。
- そうした中で、今般、地球温暖化対策の一環として、小売電気事業者に対し、単独または他の事業者と共同して非化石電源の調達割合を一定以上（2030年度に44%）とするよう求めていくこととしており、国として卸電力取引の活性化に取り組むことは、その実現に向けた環境整備にも資するものである。
- こうした環境変化も踏まえつつ、本日は、卸電力市場を取り巻く状況及びこれまでの卸電力取引活性化に係る取組を整理の上、今後の卸電力取引の在り方について御議論いただく。

卸電力取引の種類とその活性化の意義

- 卸電力取引は、発電事業者と小売電気事業者との間で行われる電力取引であり、相対の取引と取引所取引の2つに大別される。
- 卸電力取引が活性化することにより、小売事業者は経済合理的な電源調達が可能となり、小売市場における競争環境と低廉で安定的な電力供給*の実現につながる。

*他方、競争活性化に伴う固定費回収の予見性低下が、発電投資減退を招く可能性があることには留意が必要。

<小売電気事業者の電力調達先>



<卸電力市場が活性化された際に実現が期待されること>

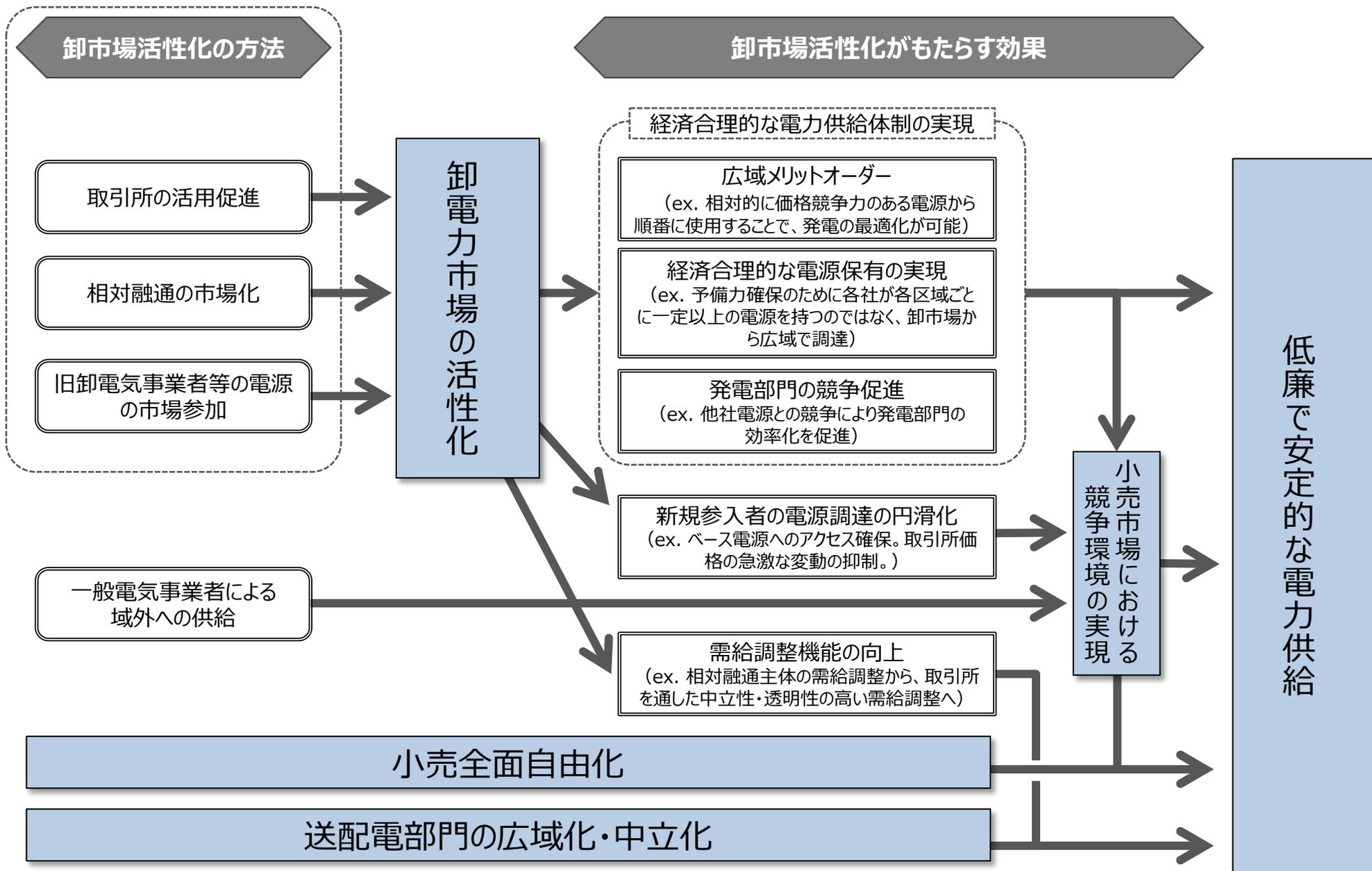
低廉で安定的な電力供給

- 効率的かつ価格競争力のある電源から使用する（広域メリットオーダー）の実現
- 定期点検等に備えて保有する電源容量の削減
- 売り先多様化による発電部門の競争促進

小売市場における競争環境

- 小売電気事業者の供給元多様化
- 電源トラブル等に伴う、取引所価格の急激な変動の抑制

(参考) 卸電力市場活性化の必要性 (俯瞰図)



常時バックアップ（B U）について

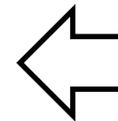
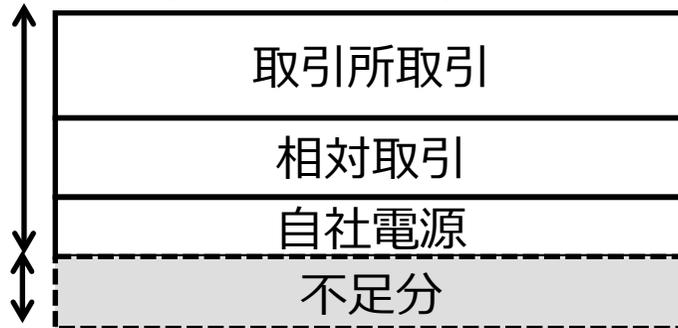
- 常時バックアップとは、「適正な電力取引についての指針」に基づき、旧一般電気事業者が新規参入者に対して、継続的に電力の卸供給を行うことを指す。
- 2000年の部分自由化にあわせて導入され、新規参入者の主要な電源調達手段となっているものの、卸電力市場が未発達な状況における過渡的措置と位置づけられており、将来、卸電力取引が機能した場合には廃止することが望ましいとされている。

新規参入者の供給力

旧一般電気事業者の常時B U

新規参入者が需要家に100販売する際、供給力とし80しか調達できず、20の常時B Uを受ける場合の例

自社調達分(80)



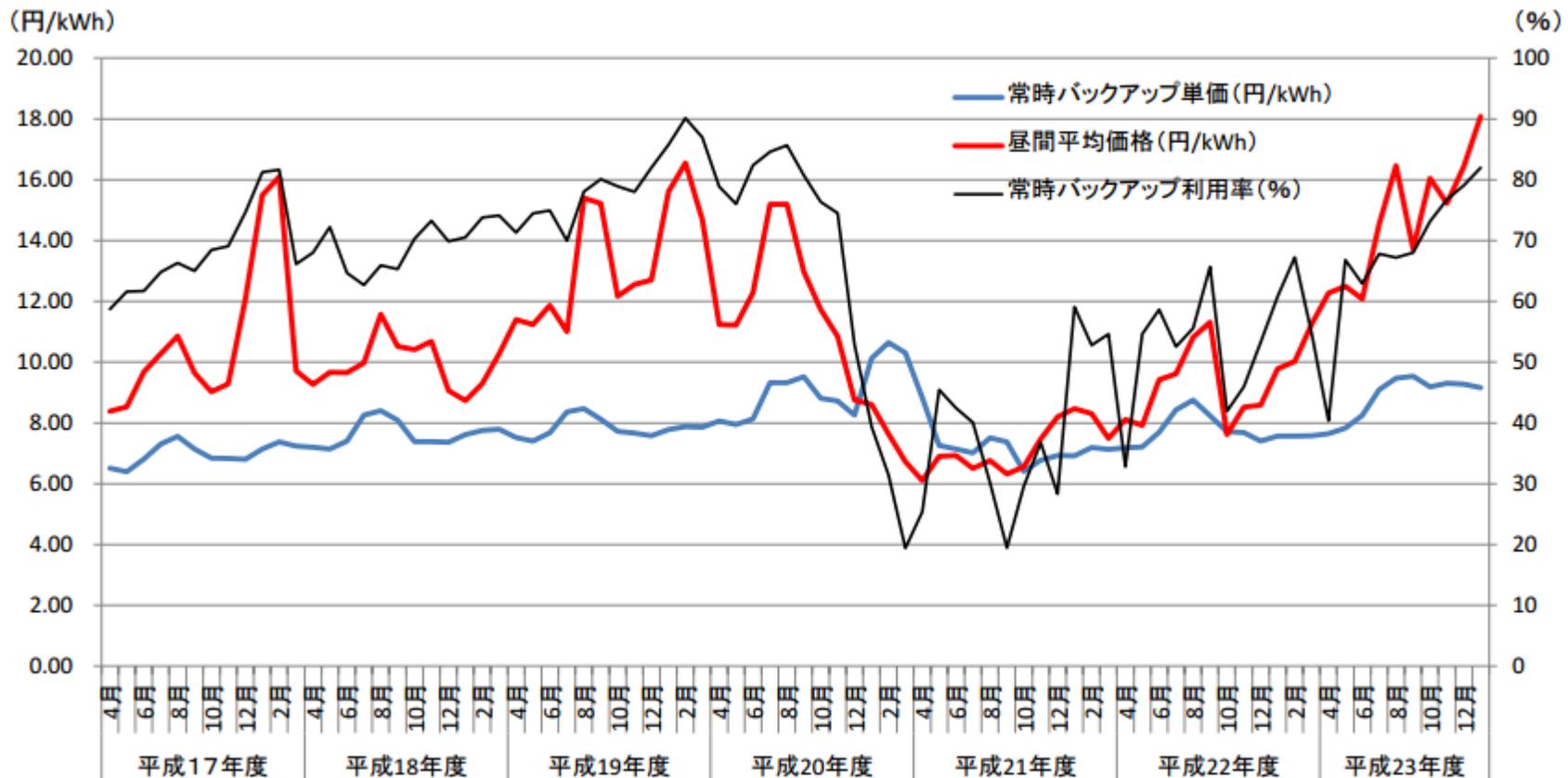
<常時B Uの仕組み>

- 供給可能範囲：新規参入者の需要拡大量の一定割合（特高・高圧：3割、低圧：1割）
- 料金体系：ベース電源代替として活用できるよう、基本料金と従量料金を設定（詳細な料金設定は事業者間の契約に委ねられている。）
- 必要な手続き：旧一般電気事業者との契約に基づく期限（広域機関への計画提出期限である前日12時に間に合う期限）までに、必要量を申請

(参考) 常時BUの利用状況 (取引所取引との関係)

- 常時BUの価格は燃料費調整により毎月上下するものの、取引所におけるスポット価格のように日々変動することはない。
- 常時BUの利用率は、取引所価格と比べて常時BU単価が安い時は上昇する一方、高い時は低下する傾向にある。

◎常時バックアップの単価と利用率、取引所価格の推移

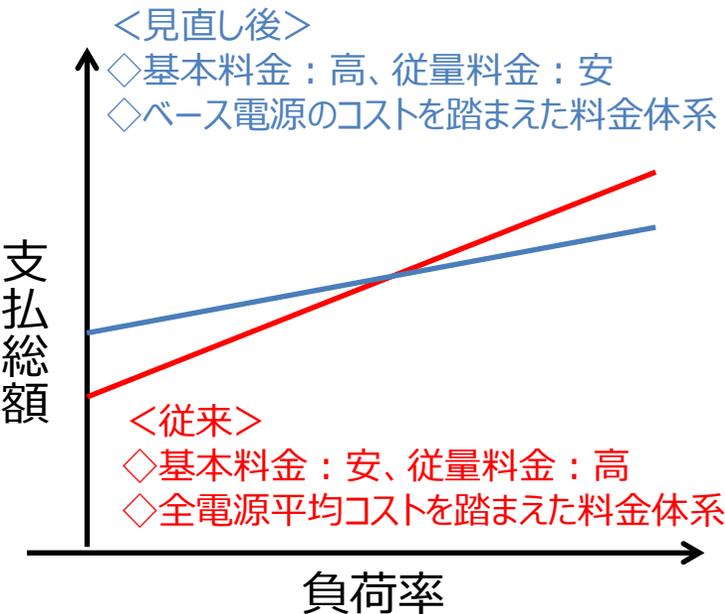


卸電力取引活性化に向けたこれまでの取組

- 卸電力取引活性化に向けた取組として、常時バックアップの導入・運用改善を図ってきたほか、電源開発の有する電源の切出し、余剰電力の卸電力取引所への投入等の旧一般電気事業者等による卸電力取引活性化に係る自主的取組を促してきた。

1. 常時BUの運用方法整備

基本料金を引き上げ、従量料金を下げ、ベース電源代替として活用できるよう運用を見直し



2. 電源切出し・入札導入 (相対取引活性化)

旧一般電気事業者と長期の卸電力契約を締結している電源の切出し、入札を促進する環境整備

電源開発、地方公共団体等
が保有する電源

契約先
切替

新規参入者
(旧新電力)

自主的切出し、ガイドライン*の整備

*「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」

3. 電源の取引所投入 (取引所取引活性化)

安定供給の観点から必要な供給予備力を上回る電源を取引所へ抛出

旧一般電気事業者

抛出

日本卸電力取引所
(JEPX)

供給予備力は各社原則として
前日8%、当日5%を確保

これらの取組の状況をモニタリングすることで、客観的に市場を監視

(参考) 卸市場の活性化に向けた自主的取組

- 卸市場の活性化に向けて、2013年に旧一般電気事業者9社（沖縄電力を除く）が表明した自主的な取組。取組の主な内容は、①卸電力取引所で余剰電力の売り入札を行うこと、②電源開発株式会社と契約している電源の切出しを行うこと、等である。

	売買両建てでの取引 (スポット)	限界費用ベースの取引 (スポット)	先渡し市場の活用 (短期相対融通の市場への移行)	数値目標	卸電気事業者（電発） 電源の切出し	電発との協議状況
北海道電力	○	○	○ (注1)	20億kWh以上の売り入札	- (電発からの受電は水力発電のみ)	-
東北電力	○	○	● (注1)	30億kWh以上の売り入札	5-10万kWの切出し (磯子)	年内目途協議開始予定
東京電力	○	○	○ (注1)	100億kWh以上の売り入札 (常時バックアップ、部分供給含む)	-	-
中部電力	○	○	○	余力の市場投入	需給運用に支障を来さない 範囲での供出	8月31日協議開始
北陸電力	○	○	●	20億kWh以上の売り入札	火力電源供出を検討	需給状況改善を踏まえ協議開始予定
関西電力	○	○	○	100億kWh以上の売り入札	35万kWを切出し済み	切出し済みのため協議を予定せず
中国電力	○	○	● (注2)	30億kWh程度の玉出し (常時バックアップ等を含む)	早期に検討	10月12日協議開始
四国電力	○	○	○	20億kWh以上の売り入札 (常時バックアップ含む)	今後協議 (切出し量などについて検討中)	10月24日協議開始
九州電力	○	○	●	50億kWh程度の売り入札	今後協議	9月28日協議開始

○は各社提出資料に記載されているもの。●は聞き取りによる結果を含む。

(注1) 現在、短期相対融通の契約なし。

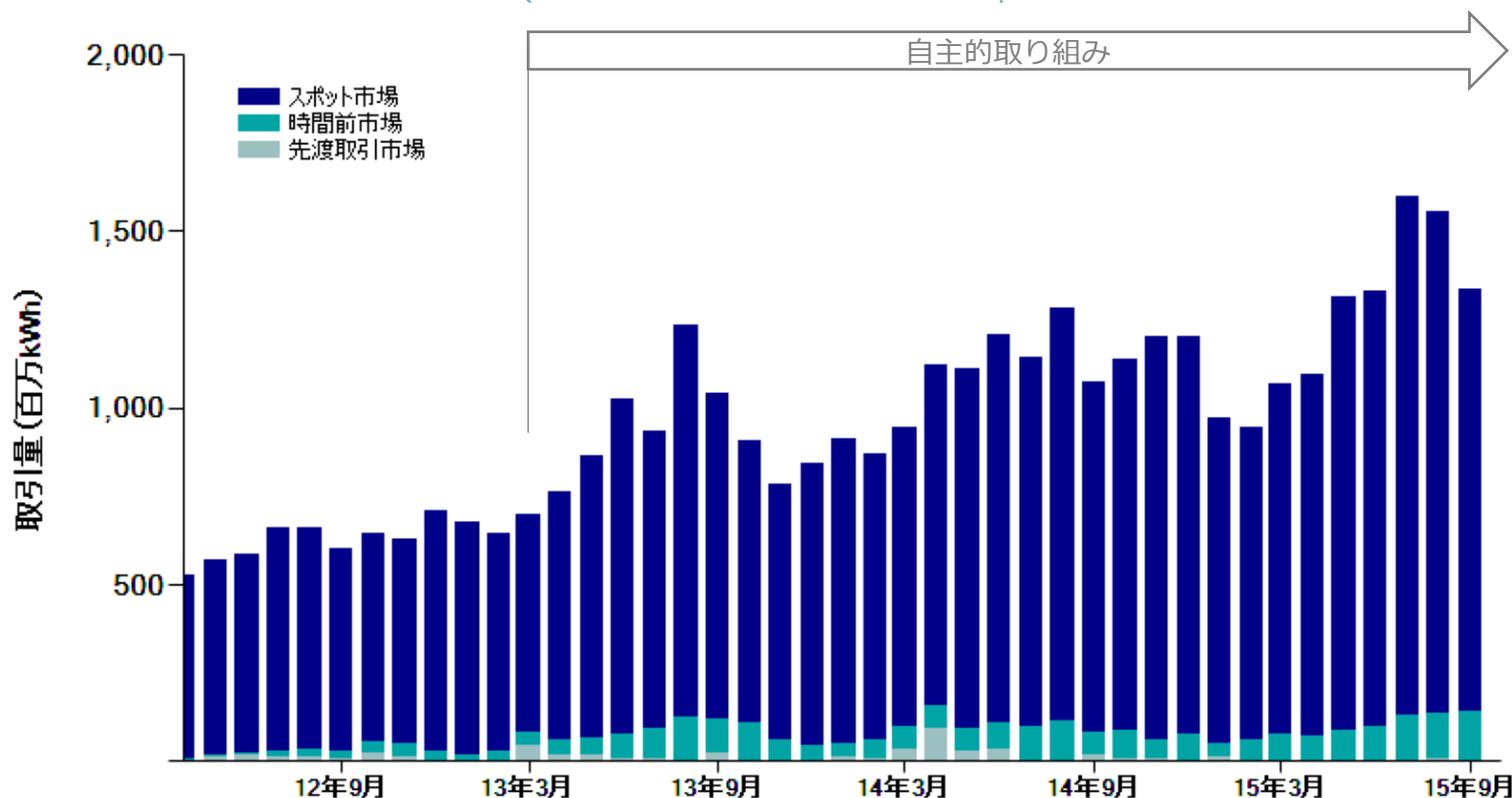
(注2) 中国電力提出資料では「運用ルールの見直しといった、電力間融通を取引所取引に移行しやすくするための環境整備に向け、提案をしていく」とされているが、聞き取りによると、運用ルールが見直されなければ移行しないということではなく、電力間融通については、可能なものは先渡し市場に移行すること。

(参考) 卸電力取引所における約定量の推移

- 卸電力取引所の取引量は年々増加しており、特に2013年の自主的取組開始後は増加率も大きくなっている。
- しかしながら、販売電力量全体に占める比率は2014年度実績で2%未満にとどまる。

JEPX月間約定量の推移

(2012年4月1日～2015年9月30日)



主要データ

約定量合計 年平均増加率 (2012年度⇒2014年度)	32.6%
スポット市場約定量 年平均増加率 (2012年度⇒2014年度)	31.1%
時間前市場約定量 年平均増加率 (2012年度⇒2014年度)	86.8%
先渡取引取引量 平均増加率 (2012年度⇒2014年度)	16.7%

卸電力取引活性化の進め方とモニタリングについて

- 従来、卸電力取引活性化に向けた取組は、特に小売市場における競争環境整備を目的として実施され、定期的に客観的な監視（モニタリング）が行われてきた。
- モニタリングについては、昨年9月の電力取引監視等委員会（当時）の設立以降、同委員会が行ってきている。

卸電力市場活性化の進め方 (2013年2月 電力システム改革専門委員会報告書)

卸電力市場活性化は、小売市場における新規参入促進や競争の促進に不可欠であり、「需要家の選択肢」そのものと裏腹の関係にあるため、小売全面自由化を進めるに先だち、最大限の取組により促進されなければならない。また、**その結果は定期的にモニタリングされ、真に競争的な市場が実現しつつあるのかどうか、客観的な立場からの監視がなされる必要がある。**

(中略)

小売全面自由化、特に料金規制の撤廃には卸電力市場の活性化が不可欠なため、モニタリングの結果、卸電力取引所の活用、常時バックアップの見直し、卸電気事業者の売電先の多様化等の自主的取組が当初表明されたとおり進捗していないことが判明した場合や、**自主的取組では料金規制の撤廃までに卸電力市場活性化の十分な進展が見込まれない場合には、制度的措置を伴う卸電力市場活性化策を検討することとする。**

モニタリング実施主体の移行とその位置付け (2015年6月 第13回制度設計WG中資料)

◇「卸市場のモニタリング」の今後について

今後の市場監視にあたっては、今回のモニタリングで報告する内容と同様の内容を基礎として、三か月を目途に、定期的に同委員会から結果を公表し、**競争環境の監視、及び政策の考案・提言にむけての基礎情報として活用することとしてはどうか。**

これまでの取組に対する有識者のご意見

- これまでの取組を通じ、新規参入者の電源調達環境は改善傾向にあるが、一層の改善に向けて、より踏み込んだ措置の必要性やその在り方について、様々な意見が述べられた。

◇電力・ガス取引監視等委員会第5回制度設計専門会合（2016年3月）における委員御発言（一部抜粋）

（松村委員）以前、一般電気事業者から、需給がとても逼迫していて厳しい。原子力発電所が再稼働するまでは厳しいから出せないという主張があった。（中略）既に再稼働しているにも関わらず、全面自由化の前のこの重要な局面で、自由化に間に合うようにわずかな量を出すということすらないということ。もはや自主的な取り組みというのでは全く機能しないということは、これ以上ないほど明らかになったと思います。（中略）強制というところまでいくかどうかは別として、それはもちろん程度の問題ですから、そこまでいくかどうかは別として、少なくとも今までのやり方ではだめだということは、私たちは認識する必要があると思います。

（岩船委員）もっと実質的に玉をふやしたいけれども、電力さんの今のルールの中でできることで精いっぱいというのであれば、このまま行ったら絶対かみ合わない話なので、もうちょっとジャンプするようなことを考えていかないと、卸市場は薄い薄いとずっと言われてきたことの解決には、いつまでたってもならないのではないのでしょうか。そういう意味では自由化のタイミングと卸市場活性化のタイミングが合っていないと思うのです。もっと危機感をもって、解決を加速させるようなことを考えていかなければいけないのではないかと。

◇第6回制度設計専門会合（2016年4月）における委員御発言（一部抜粋）

（新川委員）電力会社さんもみんな上場企業でいらっしゃいますから、当然、切り出しをやるということは、短期的には少なくとも財務状態には悪影響が及ぶ行動だと思うので、全部自主でやれといっても難しいのではないかなという気はしています。

したがって、（中略）どのぐらいの量をどのぐらいの期間で切り出すことが市場活性化という観点から要請されるのかに関する一定の目途を第三者的な立場にあるところから出すことは、電力会社さんサイドが切り出しの是非を決める際に利益衡量を行い、最終的に切り出しを決めることを後押しする材料になるのではないかなとは思いますが。

したがって、（中略）何らかの強制措置をとる1つ前の段階として、そういった一定の目途を示すことは、半自主的な取り組みを後押しする材料になるのではないかなという気がするところです。

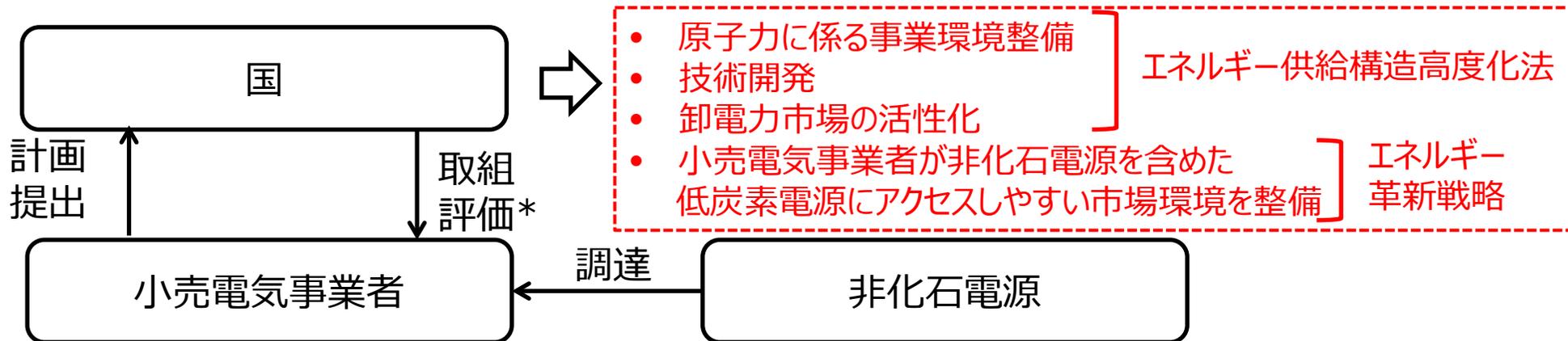
（安藤委員）これまで電源開発の安い電気を契約上使うことができた企業としては、それを切り出したら、その分、損が発生するわけです。そこをできるだけブロックせずに、やすやすと認めてしまったら、それこそ株主代表訴訟の対象になりかねないと懸念をもつのは、それは自然なことかなと思いますので、目標をある程度定めて、それをどう切り出すかというルール化をもうそろそろ考えなければいけないのだろうかと、議論を聞いていて感じました。

卸電力取引活性化に対する期待（地球温暖化対策の観点等）

- 今般、地球温暖化対策の一環として、全ての小売電気事業者は、単独または他の事業者と共同して非化石電源の調達割合を一定割合（2030年度に44%）まで高めていくことが求められていくこととしており、国として卸電力取引の活性化に取り組むことは、その実現に向けた環境整備にも資するものである。
- 一方、今国会に提出されたFIT法改正案においては、2017年4月以降に締結する買取契約の買取義務者となる送配電事業者が、買い取ったFIT電気を原則として卸電力取引所経由で小売電気事業者に引き渡すこととされており、将来的に、卸電力取引所の取引活性化につながることを期待される。

エネルギー供給構造高度化法等に基づく取組

非化石電源調達目標：2030年度に44%以上



*必要に応じて、指導・助言、勧告、命令を実施

(参考) エネルギー供給構造高度化法の基本方針とエネルギー革新戦略

エネルギー供給構造高度化法の基本方針(2016年4月)

我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。

(中略)

また、**国はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。**

(中略)

(ix) **国は、我が国全体の非化石電源目標の達成に資するよう、国として行うべき環境整備（原子力に係る事業環境整備のほか、技術開発や、卸電力取引の活性化など）を行う。**

エネルギー革新戦略における位置付け(2016年4月)

～低炭素電源市場の創出～

(略)

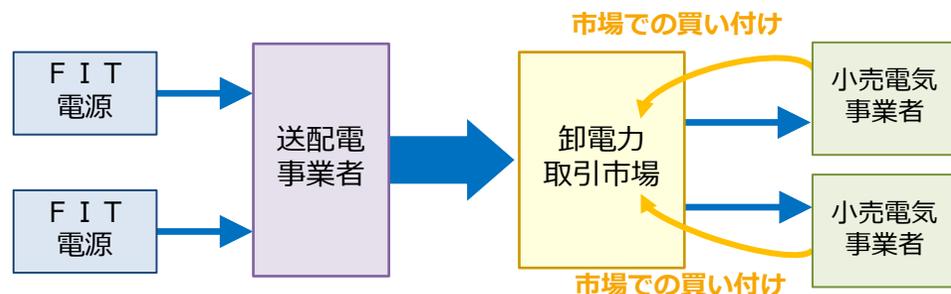
小売全面自由化の下でも新規参入とCO₂排出抑制を両立する新たな仕組みとして、①自主的枠組み、②省エネ法、③高度化法、④自主的枠組みの実効性と透明性を高める措置、を2016年2月にとりまとめ、4月から施行されたところであり、適切に運用を行っていく。これらで求める目標はエネルギーミックスの水準と整合的であり、極めて高い目標であることから、目標の達成に当たっては共同による手法を認めるなど、多様な達成手段を認めつつ、特に、**小売電気事業者が低炭素電源にアクセスしやすい市場環境の整備が重要**となる。

(参考) 改正FIT法における送配電買取と卸電力取引所の活用

契約上の電気の流れのイメージ

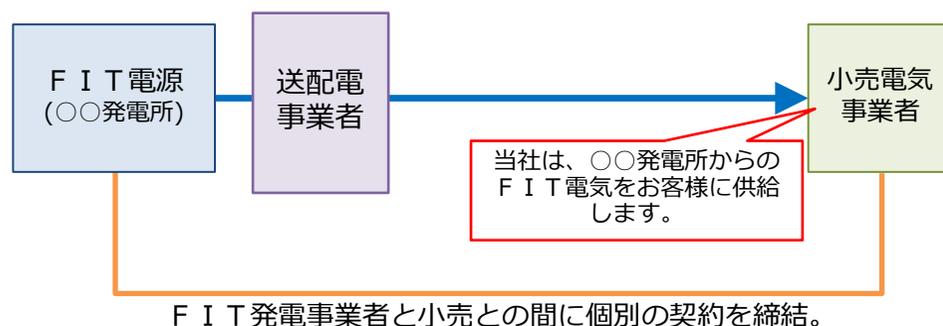
概要

(1) 卸電力取引市場経由の引渡し



- 送配電事業者がFITの特定契約（買取契約）に応諾する義務を負う。
- 送配電事業者は、FITの特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、以下のいずれかの方法により小売電気事業者に供給または使用する義務を負う。

(2) 再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく供給 (例：電源を特定して供給する場合（地産地消等）)



- (1) 卸電力取引市場経由の取引
- (2) 再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく供給
 - ※再生可能エネルギー電気卸供給約款のメニューとして、①電源を特定して行う供給、②市場が使えない場合等に電源を特定せずに行う供給、の2つを規定することを検討。
 - ※再生可能エネルギー電気卸供給を公平かつ適切に行う観点から、再生可能エネルギー電気卸供給約款は送配電事業者から経済産業大臣への届出制とし、経済産業大臣による監督・行政処分や罰則等により担保する。

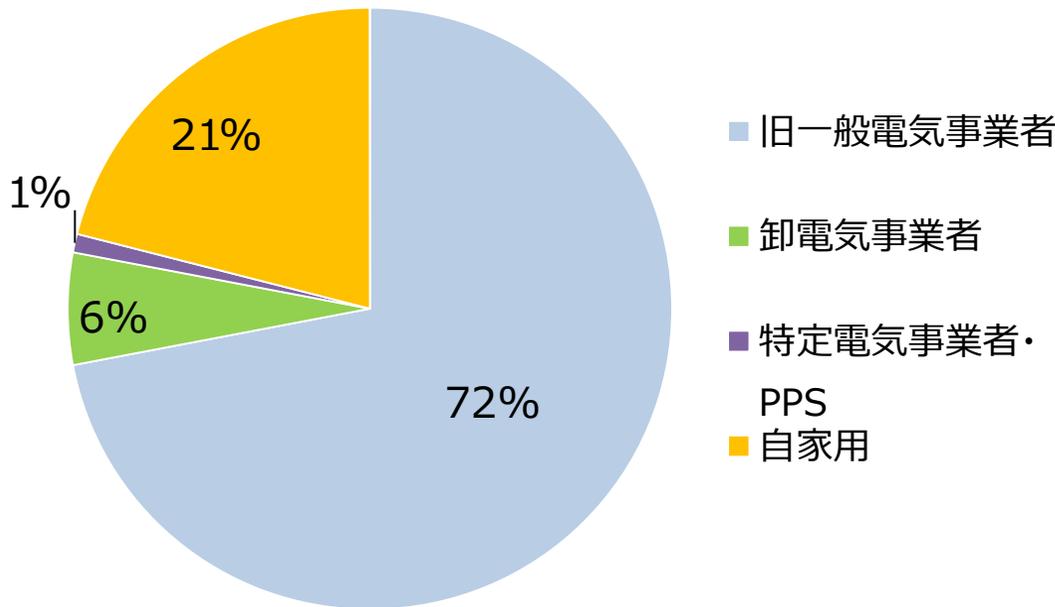
※卸電力取引市場が使えない場合等には、電源を特定せずに供給することも可能とする。

- なお、改正法施行予定日（平成29年4月1日）以降に特定契約を締結する案件を送配電買取の対象とし、既存の小売買取契約は引き続き有効とする。

事業者毎の発電設備の保有状況（2014年度）

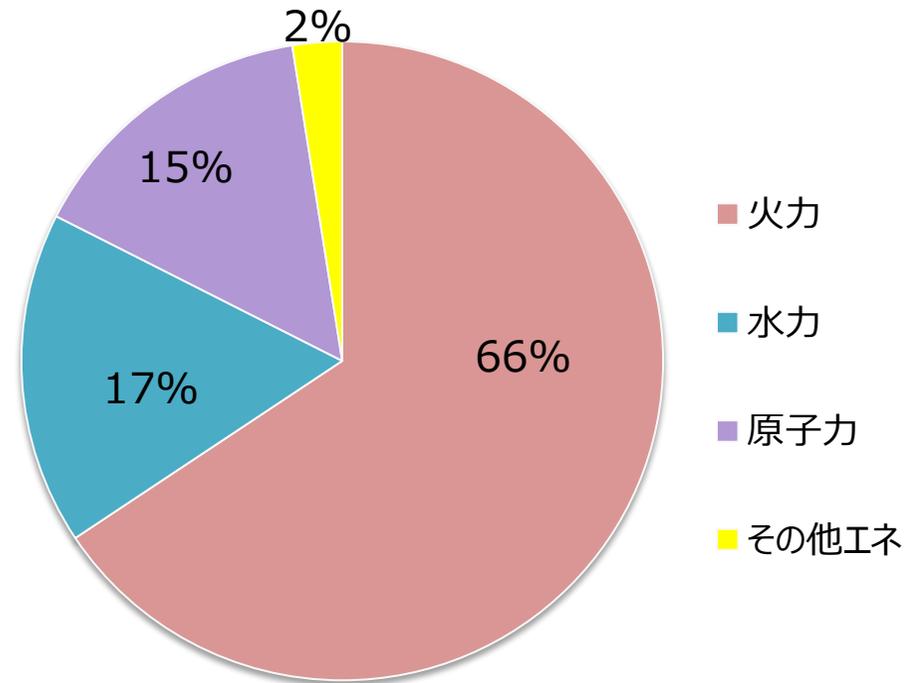
- 小売電気事業者の競争力の源泉となる電源（発電設備）の大半は、一般電気事業者の発電部門（当時）が保有しており、新電力の保有する電源は、全体の約1%にとどまる。

電源保有者別シェア



全電源：294,562,640kW

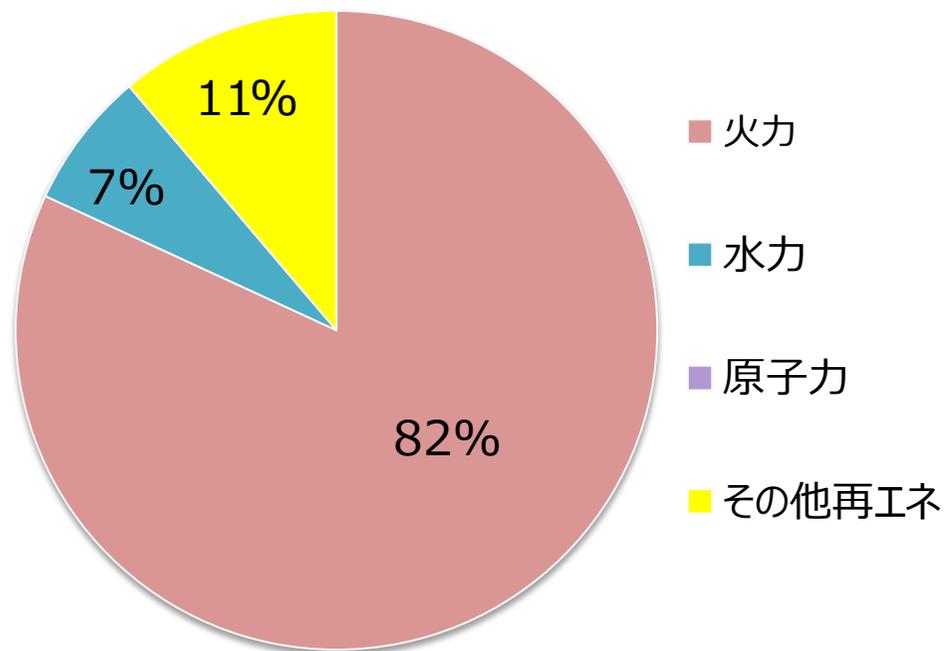
全電気事業者 保有電源構成



旧一般電気事業者以外の保有する電源構成

- 全電源の約2割を占める自家用電源の8割以上は火力であり、残り2割が水力やバイオマス等の再エネとなっている。

自家用 保有電源構成

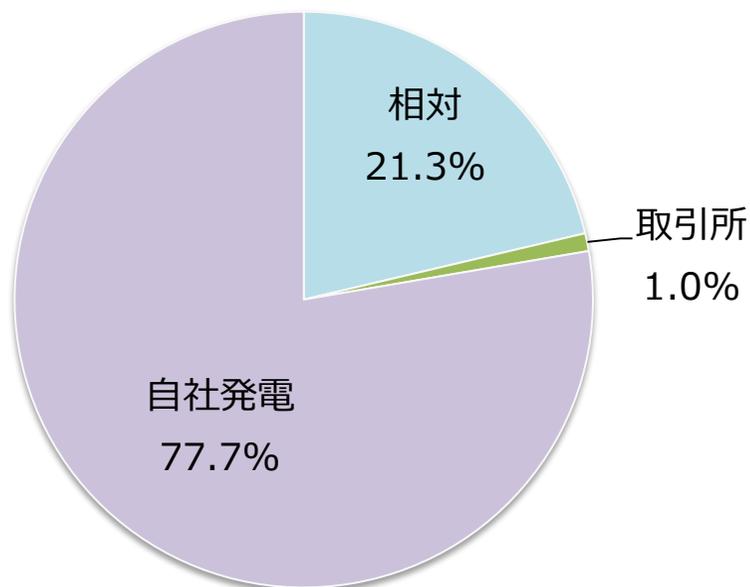


電源計：60,535,200kW(全電源約21%)

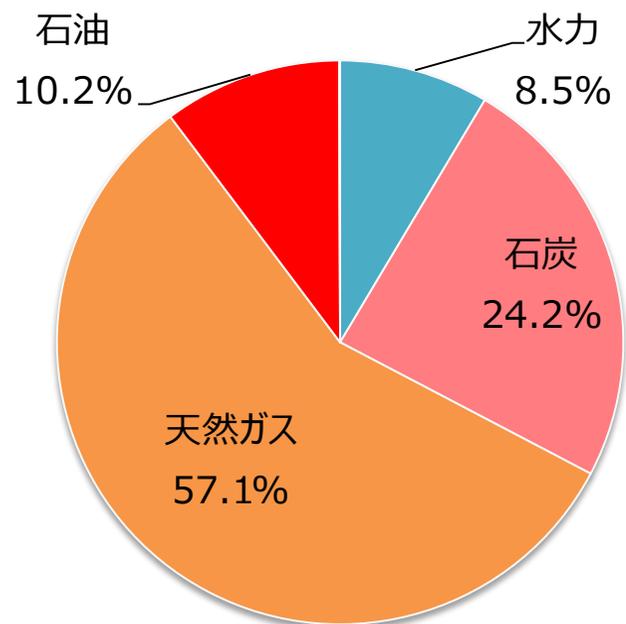
一般電気事業者の電力調達状況（2014年度実績）

- 一般電気事業者の電源調達は、自社発電によるものが全体の約 8 割を占め、相対によるものが約 2 割、取引所経由は約 1 %となっている。
- 自社発電の電源内訳は、当時全ての原子力発電所が停止していたため、LNGが全体の約 6 割を占め、次いで石炭が約25%となっている。
 - ※ 一般電気事業者の自社発電は、一般電気事業者間の電力融通を含む。

調達方法



電源内訳（自社発電分）

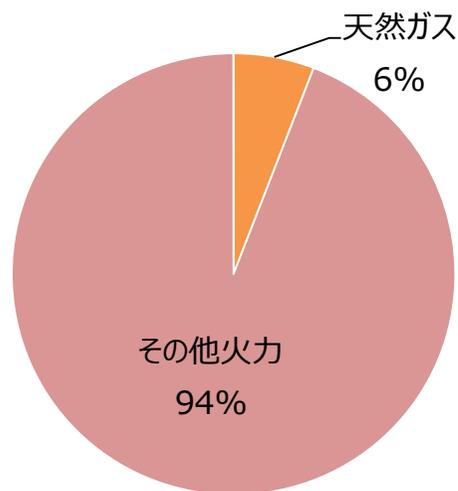


新電力の電力調達状況（2014年度実績）

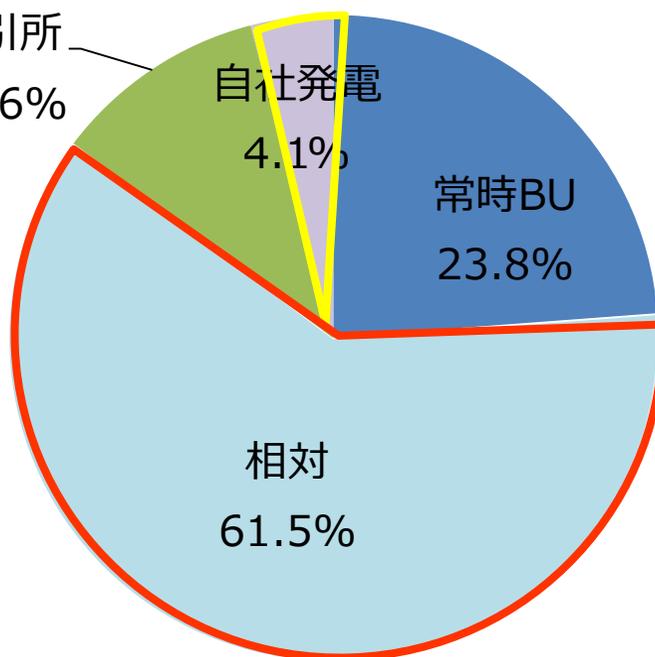
- 新電力全体の販売電力量の9割を占める上位13社の電力調達方法は、相対によるものが全体の約6割を占め、取引所取引は1割程度となっている。
- また、調達した電力（自社発電及び常時BUを除く。）の電源内訳は、LNGが全体の約6割を占め、次いで石炭とバイオマス・廃棄物がそれぞれ約15%となっている。

調達方法

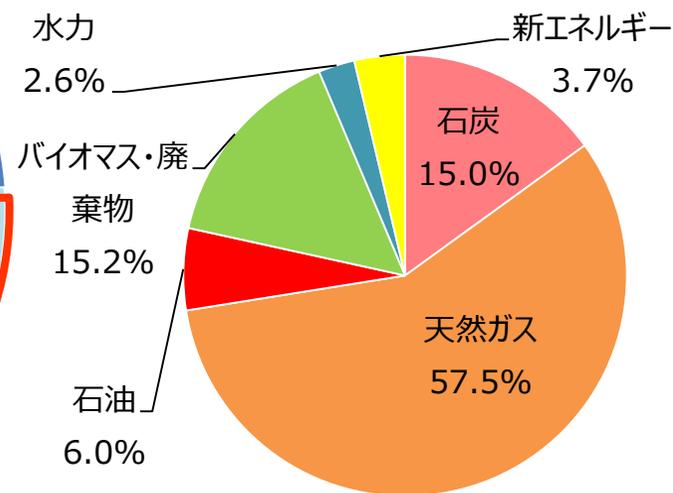
自社発電 電源内訳



取引所
10.6%



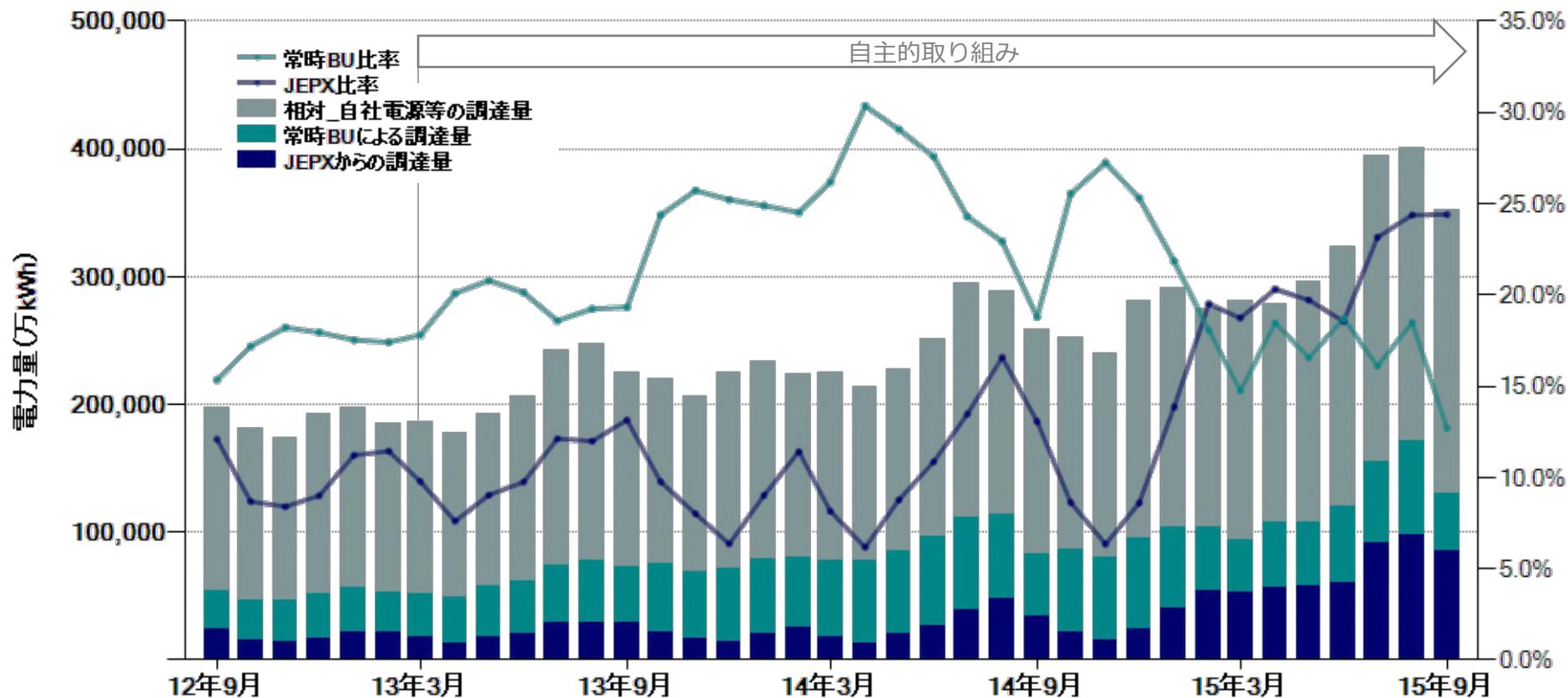
相対契約 電源内訳



(参考) 新電力の電力調達状況

- 従来、新電力の電力調達は、常時バックアップへの依存度が大きかったが、2014年下期より卸電力取引所からの調達量が増加しており、2015年2月以降、卸電力取引所からの調達比率が常時バックアップ比率を概ね上回っている。

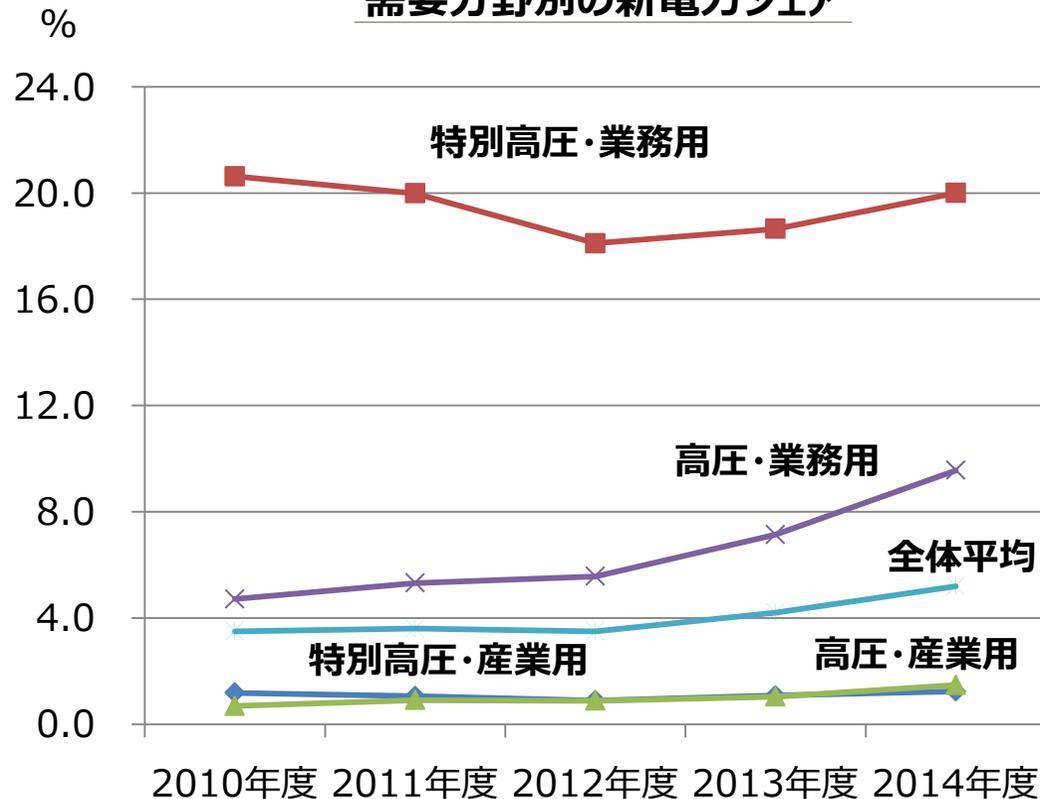
新電力の電力調達状況



業務用、産業用別に見る新電力シェア

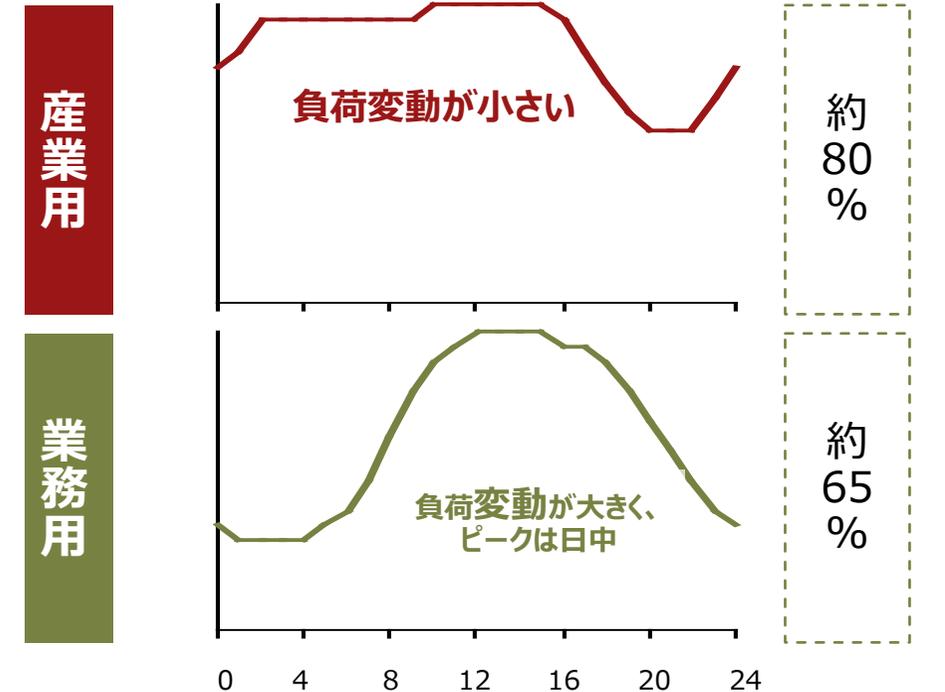
- 新電力の足下のシェアは徐々に拡大しており、2014年度に初めて5%を突破。
- しかしながら、業務用に比して産業用のシェアは相対的に低い。これは、負荷率の高い産業用需要については、求められる電源調達コストの水準等において、業務用需要と競争環境が異なるためと考えられる。

需要分野別の新電力シェア



需要家

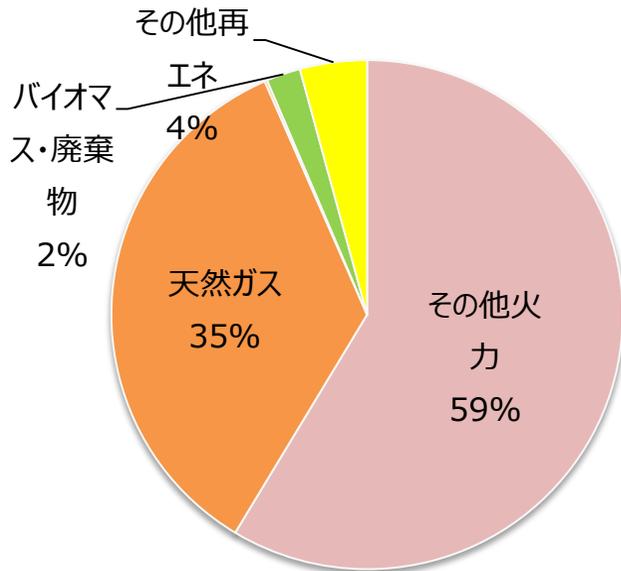
一般的な需要パターン



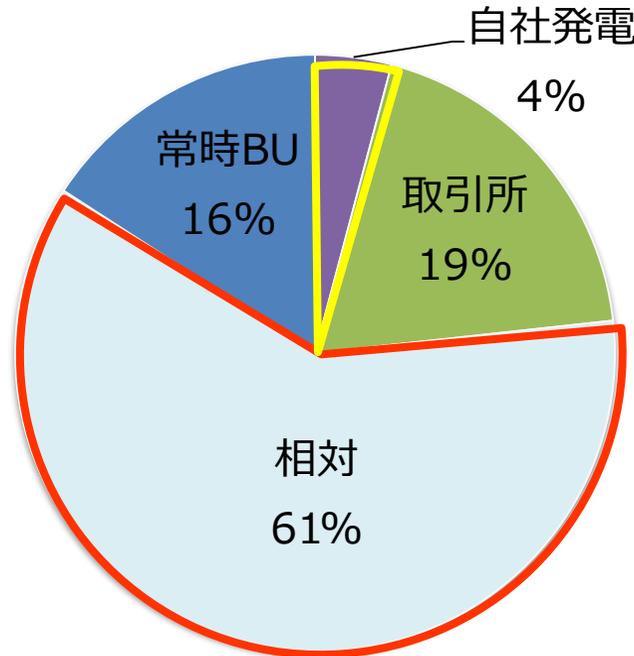
小売電気事業者の電力調達方法（2016年度計画（最大需要時））

- 大手電力会社を除く主要小売電気事業者※の電力調達方法（小売登録申請時の計画ベース）は、相対によるものが全体の約6割を占める一方、取引所を通じた調達も約2割となっている。 ※供給能力確保見込量で見た場合、全体の約9割を占める上位58社
- 自社電源比率は極めて低く、全体の約4%（計10社）にとどまっている。
- 相対による調達の電源内訳は、火力が半分以上を占めている。
※いずれも最大需要見込時（kW）の調達内訳であり、販売電力量（kWh）ベースで見た前スライドとの比較は困難。

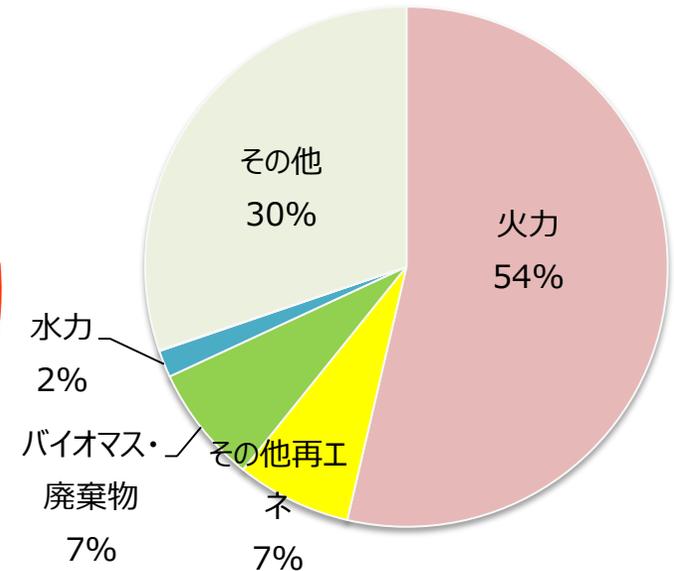
自社発電 電源内訳



調達方法



相対契約 電源内訳



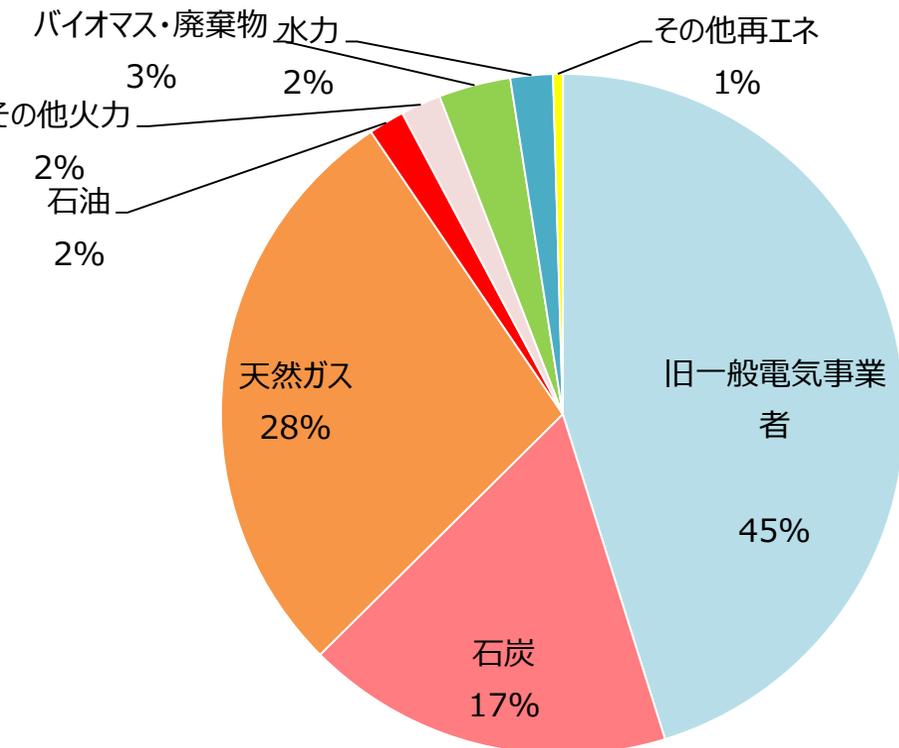
日本卸電力取引所を通じた取引（2015年度）

- 日本卸電力取引所のスポット市場での取引量※の電源構成を見ると、半分近くを旧一般電気事業者が入札した電気が占める。その電源構成は必ずしも定かでないが、限界費用で投入されたLNG火力、石油、揚水等であると考えられる。

※取引量全体の約9割を占める上位81発電所（事業者）の取引量

- その他事業者による取引量は、天然ガスが約3割、石炭が約2割となっている。

JEPXにおける取引の電源構成



旧一般電気事業者が保有する電源（イメージ）

需要に応じた供給力に加えて、予備力としてどの電源を確保し、どの電源を取引所入札の原資とするかについての考え方は各社によって異なる。



卸電力取引の活性化に向けた視点（発電・小売分野の競争環境）

- 全面自由化された小売分野の競争力の源泉となる電源については、その大半を少数の電力会社が保有している一方、常時バックアップや取引所取引により、新規参入者にも一定のアクセスが確保されている。
- また、発電分野は従来から自由化されており、小売全面自由化を契機として新たな発電所建設計画が相次いでいることを踏まえると、新規参入者の電源調達環境は改善傾向にあるとも考えられる。
- 他方、発電所の建設には一定の期間を要し、また、多額の投資を要する発電所を新規参入者が建設することは容易でないため、仮に現状のままでは小売分野における公平な競争環境が確保されないと考えられる場合には、新規参入者の電源アクセスの向上に向けて、これまでの取組を超えた措置を検討する必要がある。
- その際、電力供給においてはCO2削減の観点や、ロードカーブの変化に合わせ適切な電源を組み合わせて供給していくことが重要であることから、新規参入者の電源調達については、量的な側面だけではなく、電源構成も重要な要素と考えられるのではないか。
- 具体的には、例えば、低炭素電源やベースロード電源へのアクセスに対するニーズが高まる中で、電力会社が保有しているこれらの電源へのアクセスが、常時バックアップという過渡的な措置によってのみ認められていることについて、どのように考えるか。

參考資料

相対取引の活性化に向けた取組

- 電源開発の切出し量が未だ限定的な量に留まっている点について課題がある。その他の取組については現時点では特段の課題は認識されていないが、今後も動向を継続的にモニタリングしていく必要がある。

取組	内容	現状と課題
電源開発の有する電源の切出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源開発と旧一般電気事業者の間で締結されてきた長期の卸電力契約の一部を切り出し、電源開発の供給力を市場で取引可能とする取組 ● 旧一般電気事業者の自主的取組として推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 切出し量は限定的規模に留まる
常時バックアップの運用方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規参入者が旧一般電気事業者から受けることのできる常時バックアップについて、料金の在り方、量のルール等を整理し、新規参入者の円滑な利用を促進させてきた 	<ul style="list-style-type: none"> ● 低圧自由化後、および、発販分離後のルールについて方向性を整理済み
地方公共団体の有する電源の一般競争入札化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体と旧一般電気事業者の間で締結されてきた長期の卸電力契約について、一般競争入札による売電契約先の選択を促し、市場に供給力を解放する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● '15年3月に、卸市場活性化に向けたガイドライン¹を発表
旧IPP電源の流動化	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧IPP事業者（現：発電事業者）と旧一般電気事業者の間で締結されている卸電力契約について、旧一般電気事業者への継続的な売電を前提とせず、多様な売電先を選択肢とすることを促し、市場に供出される供給力を増加させる取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧IPP事業者へのアンケートにより、多様な売電先を検討していることが確認された

課題あり

継続的なモニタリングの必要あり

1.「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」

※：関連する制度として、ネガワット取引のルール整備、インバランス制度の変更、託送制度設計など卸市場の活性化に関連制度・ルールの整備を行ってきたが、本資料においてはより直接的に卸市場における流動量を増加させる取組を整理している

常時バックアップの運用について

- 常時バックアップは、小売全面自由化後に低圧の需要分が入ったことにより、運用方法が変更された。これらの市場への影響や、将来的な常時バックアップの在り方を継続的に検討するため、定期的な情報収集が必要である。

小売全面自由化前

- 需要拡大量(kW)の3割を常時バックアップ利用枠(kW)とする
- ベース電源代替としての性格、一般需要家向け料金との整合性に留意し、常時バックアップを高負荷率で利用する場合に有利となる価格設定とする

小売全面自由化後

- 高圧・特高については、基本的に従来どおりの運用とする
- 低圧需要については、需要拡大量(kW)の1割を常時バックアップ利用枠(kW)とする
- 発電・小売事業者間で分離した場合には、自社グループの小売事業者への卸価格と同等の価格設定とする

将来的に

- 卸市場活性化の進展状況に応じて、常時バックアップ利用枠の量、常時バックアップの提供価格、供出主体として対象となる発電事業者の定義などを見直し、将来的には常時バックアップを廃止、自由な卸取引による競争環境への移行を目指す

モニタリングについて

- 常時バックアップの実施状況、及び今後の常時バックアップのあり方の検討に必要な情報について、(旧)一般電気事業者(グループ)から四半期毎に情報収集を実施
- 内容は、常時バックアップの契約先、契約量、契約価格(基本料金・従量料金)、利用者の負荷率、利用者の需要量全体に占める常時バックアップ供給量の割合(kWh)(低圧/特高・高圧の別に)、(発電分離した場合)対象となる各発電事業者の平均卸電力価格の加重平均、常時バックアップでない卸メニューによる契約先、契約料、契約価格等

卸電気事業者（電発）の電源の切出し

- 中部電力、関西電力、中国電力は切出し済み。沖縄電力は2016年4月から切出しを実施予定。東北電力、北陸電力、四国電力、九州電力は継続して検討・協議中。

	切出し量	切出し時期	切出しに向けたボトルネック	協議の状況
北海道電力	切出し対象となる卸供給契約なし			
東北電力	検討中（5～10万kW程度**）	原子力再稼働等による需給改善と緊急設置電源の廃止後	<ul style="list-style-type: none"> 原子力が再稼働しておらず、需給が安定していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 前回報告以降、2015年8月に協議を実施
東京電力	自主的取組みの表明なし			
中部電力	1.8万kW*を切出し済み			
北陸電力	検討中（5万kW**の一部）	原子力再稼働による需給状況の改善後	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所が停止しており、需給状況が厳しいこと 	<ul style="list-style-type: none"> 前回報告以降、2015年6月、12月に協議を実施
関西電力	35万kW**を切出し済み			
中国電力	1.8万kW*を切出し済み			
四国電力	検討・協議中（数万kW*）	需給収支状況の改善後	<ul style="list-style-type: none"> 原子力の再稼働状況（需給及び収支に与える影響） 	<ul style="list-style-type: none"> 前回報告以降、2015年6月に協議を実施
九州電力	協議中（過去実績相当1.5万kW*）	収支・財務状況の改善後	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい収支・財務状況が継続している中での収支面への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 前回報告以降、2015年6月、11月に協議を実施
沖縄電力	1万kW*	H28.4～	<ul style="list-style-type: none"> 切出しの期間や中止する際の条件等の取決めはない 電力の販売先についての取決めはない 	

出所：各一般電気事業者からの提供情報

*：送端出力、**：発端出力

：前回から具体的な進展があった項目

地方公共団体の保有する電源との調達契約について

- 2015年4月に「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」が公表され、いくつかの団体においては、今後の契約に関しての協議が行われている。
- これまで公営電気事業26事業者のうち、3事業者（東京都、新潟県、三重県）が競争入札を実施している。
- 前回モニタリング報告時（2014年9月～2015年3月を対象）に開始されていた協議は継続して実施中。また、前回モニタリング報告時には「予定」とされていた協議や意見交換会が新たに開始されている。

2015年4月以降の、地方公共団体からの電力販売契約の解消・見直し等についての
申入れ・相談等について

- **いくつかの事業者と地方公共団体の間では、具体的な協議・検討が進められている**
 - － “卸規制撤廃にあわせてH28年度以降の契約を見直したい旨の申入れがあり、協議を進めている”
 - － “電力販売契約の解消について、今後の事業運営の選択肢の一つとして総合的に検討したいとの相談を受けており、対応中”
 - － “現在、既存の電力販売契約の継続・解消・見直しの対応方針について協議・検討中”
- **具体的な申入れ・相談等がない場合でも、下記のように解消・見直しに向けた意見交換が行われている事例もある**
 - － “電力販売契約の解消も含めたH28.4以降の契約のあり方について、意見交換を実施中（これまで各地方公共団体と2～3回ずつ意見交換を実施）”
 - － “ガイドラインの策定を受け、地方公共団体と意見交換会を実施中”
 - － “電力販売契約がある各地方公共団体と、今後の契約形態や料金設定のあり方について意見交換を実施した”

卸電力市場の主要指標

		今回の御報告内容 '15年4月～'15年9月		(参考) 前年同期間 ('14年4月～'14年9月)	(参考) 2014年度	
		卸電力取引所	スポット市場	入札	売入札量前年対比	1.1倍
買入札量前年対比	1.2倍				1.1倍	1.2倍
約定	約定量			76億kWh	63億kWh	124億kWh
	約定量前年対比			1.2倍	1.2倍	1.2倍
	平均約定価格 (システムプライス)			10.9円/kWh	15.5円/kWh	14.7円/kWh
東西市場分断発生率	54%		26%	29%		
時間前市場	約定		約定量	6.6億kWh	4.7億kWh	8.6億kWh
			約定量前年対比	1.4倍	1.0倍	1.0倍
			平均約定価格 (システムプライス)	10.8円/kWh	15.4円/kWh	14.4円/kWh
販売電力量に対するシェア	2.0%		1.6%	1.5%		
※(参考)小売市場	販売電力量		4,166億kWh	4,192億kWh	8,554億kWh ^{※2}	
		特定規模需要	2,718億kWh	2,740億kWh	5,378億kWh	
		新電力	205億kWh	153億kWh	315億kWh	

※1出所：経済産業省資源エネルギー庁電力調査統計

※2電力調査統計の訂正に伴い、前回「8,529億kWh」より更新

取引所の活性化に関する評価と対応

- 旧一般電気事業者各社の自主的取組の進展にともない、取引所の活性化は一定程度進展している。しかしながら、現状では十分ではなく、さらなる取組が必要。

評価

考えられる対応

販売・調達機会の提供

・自主的取組の開始以来、入札量は増加し、取引の機会が増大している。
 ・一方、入札量・取引量における絶対量の水準は未だ小さい。
 ・特に、現行の自主的取組では、旧一般電気事業者の買入札が限定的水準にあることや、売買スプレッドの水準に課題がある可能性がある。

・旧一般電気事業者の自主的取組は、一定の効果を上げており、引き続き積極的な取組の継続を期待。
 ・一方、買入札が低調な要因や、売買スプレッドの水準の構成要因など、約定量を制限する要因を精査し、改善策を探ることも重要。
 ・また、十分な取引量の実現に向けて、入札量を増加させるための更なる対策を今後検討していくべき。

価格指標の形成

価格のボラティリティは継続的な低下傾向が見られ、価格指標の信頼度は向上。また価格形成の背景に関する指標（燃料費、需要量との関係）については、概ね妥当な傾向を示している。
 一方、入札量の変動に応じた価格の変動量が大きいことや、売買スプレッドの水準は、十分に安定的で効率的な市場となっていないことを示唆する。

・取引所の価格指標性は、市場参加者の利用機会の増加により進展するものと考えられ、上記同様の検討が必要。
 ・入札量の増加に対応する価格の変動量や、売買スプレッドの水準は、継続的にモニタリングしていくべき。

広域的な需給のマッチング

エリア間の電力流通量は、仮想的な広域的メリットオーダーの状態からは（仮想的シミュレーションの下では）5倍以上の乖離があり、さらなる進展の余地がある可能性を示唆する。

・広域的な電力流通は、各社の各エリアにおける合理的な入札の結果達成されるため、対応策は上記に含まれる。
 ・結果としての流通量、連系線の制約による流通制約を継続的にモニタリングしていくべき。

リスク管理手法の提供

先渡市場は、売りと買いの入札の価格乖離が大きく、約定に至らないケースが多く、また建て玉の分散等があることにより、非常に限定的な活用状況となっている。

・建玉の分散や利用方法の混乱を避けるため、先渡定型市場の廃止を検討すべきではないか。
 ・市場活用への取組や売りと買い入札の価格乖離の要因など、期先取引の活性化にむけた更なる対策を検討すべき。